

別紙

予防接種センター機能推進事業実施要綱

1 主旨及び目的

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種がより安全かつ有効に実施されるようにすることにより、予防接種率の向上を図るとともに、健康被害の発生の防止に万全を期することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

都道府県知事は、予防接種センター機能を備えていると認められる医療機関をその同意を得た上で予防接種センター（管内に1か所程度）に指定する。なお、この「医療機関」は、「病院」のほか地域の実情に鑑みて適切な「診療所」を指定しても差し支えない。

3 予防接種センター機能

予防接種センターは、事業目的を達成するため、以下の（1）及び（2）の機能を備えること。また、（3）の機能を備えることが望ましい。

- （1）相談窓口を開設し、広く国民に対し予防接種に関する啓発（効果や副反応）及び情報提供（感染症に関する知識など）を実施するとともに、予防接種の事前・事後の医療相談を行うこと。
- （2）予防接種要注意者（心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等）が安心して予防接種が受けられるよう、平日・休日・時間外に専門医師を配置し、十分な医療相談を実施するとともに予防接種を行うこと。
- （3）医療従事者が予防接種に関する知識・技術レベルを向上させることができるよう、実技演習を含む予防接種研修を行うこと。

4 事業内容

予防接種センター機能を有する医療機関は、次に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする。

（1）予防接種の実施等

平日、休日・時間外において、慎重に予防接種を実施する必要がある予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託により実施すること。

また、健康被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応を図るものであること。

（2）国民への予防接種に関する正しい知識や情報の提供

副反応を含む予防接種に関する正しい知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供を行うこと。

（3）医療相談事業

予防接種要注意者に対し、予防接種の事前・事後における医療相談事業を実施すること。

また、地域における予防接種に対する支援機関として、地域の医療機関等からの相談等にも応ずるものとする。

（4）医療従事者向け研修の実施

医療従事者において、予防接種の手技、器具の取扱い、感染防止策、感染事例、感染症の正確な知識等を学び続けるため、国が例示する最新の知見を踏まえたカリキュラムやテキストを使用するなどして、地域の医師会等と連携しつつ、医療従事者を対象とする研修を実施すること。

5 費用負担

都道府県が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。